

社会福祉法人 不動園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不動園（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員の給与規程別表3の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額

(費用弁償)

第5条 役員等が法人業務を行う場合、別表5のとおり費用を弁償する。

ただし、施設長等の職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員の給与規程に準じた日とする。
- (2) 賞与については、6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等を退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「社会福祉法人不動園 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程」は、廃止する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (上限)
理事長	月額 600,000 円
業務執行理事	月額 500,000 円
理事	月額 400,000 円

※上記報酬の額は、当該役職における月額の上限とし、支給する報酬の額は、月の業務従事の状態等を勘案して定めるものとする。

※当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員の場合は、職員給与並びに管理職手当の額の合計額が、上記の報酬額を下回る場合には、その差額を報酬として支給する。

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月分×支給率
12 月の賞与	報酬月額×1.6ヶ月分×支給率

※別表 1 で定められた報酬の額により計算する。

※支給率は、12月～5月または6月から11月の間の業務の日数を基礎として、職員の期末手当及び勤勉手当の支給要項に準じて算定する。

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※在任年数は、在任月数を 12 で除して計算する。ただし、1 ヶ月未満の期間は 1 ヶ月に切り上げる。(職員として退職金を算定する期間を除く)

※係数は、社会福祉施設退職手当共済制度の退職手当支給乗率(普通退職の場合の共済期間 1 年の率)に準じて定めるものとする。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

法人業務の種類	報酬の日額
評議員会への出席	8,000円
法人業務のための出勤(4時間以下)	8,000円
法人業務のための出勤(4時間超)	15,000円

(2) 理事

	報酬の日額
理事会等会議への出席	8,000円
法人及び施設業務のための出勤(4時間以下)	8,000円
法人及び施設業務のための出勤(4時間超)	15,000円

(3) 監事

	報酬の日額
監事監査等への出席	8,000円
理事会等会議への出席	8,000円
法人及び施設業務のための出勤(4時間以下)	8,000円
法人及び施設業務のための出勤(4時間超)	15,000円

別表 5 (費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合

宇治市内	2,245円
その他	3,245円

(2) 監事が、監査を実施した場合

宇治市内	2,245円
その他	3,245円